



シリーズ

Pharmistrial～薬化材分野の特許想

第26回 限定的減縮

【ケミカル推進事業部】

今回は、限定的減縮（特許法第17条の2第5項第2号）の判断に関する事例を紹介します。なお、より詳しい内容については、特許庁が提供している審査基準第Ⅲ部第Ⅳ節の「明細書、特許請求の範囲又は図面の補正に関する事例集」をご参照ください。

1. 事例1（限定的減縮に該当しない例）

特許請求の範囲には、

「【請求項1】

化合物Aと化合物Bを反応させる化合物Cの製造方法。」

が記載されており、発明の詳細な説明には、「反応温度は80℃以上が好ましい。」と記載されているとします。

このとき、請求項1を

「化合物Aと化合物Bを80℃以上で反応させる化合物Cの製造方法。」

とする補正は、下記理由より、限定的減縮に該当しないとされています。

【理由】補正前の請求項に記載された発明の発明特定事項、すなわち、課題解決手段のいずれの事項の限定でもない。なお、温度を特定することは、温度条件について言及せずに単に「化合物Aと化合物Bを反応させる」とした課題解決手段を概念的に下位のものにしたとは言えない。

2. 事例2（限定的減縮に該当しない例）

特許請求の範囲には、

「【請求項1】

物質Aからなる界面活性剤。」

が記載されており、発明の詳細な説明には、「この界面活性剤は洗剤、乳化剤、分散剤等、その界面活性作用を利用した通常の利用形態が考えられる。…さらに、この界面活性作用を殺虫剤としても利用することができる。」と記載されているとします。

このとき、請求項1を

「物質Aからなる殺虫剤用界面活性剤。」

とする補正は、下記理由より、限定的減縮に該当しないとされています。

【理由】殺虫剤用界面活性剤は界面活性剤の特殊な用途であり、界面活性剤の代表的な用途ではない。また、「界面活性剤」の技術分野と「殺虫剤」の技術分野は、

特に関連性を有しないので、「界面活性剤」の技術分野と「殺虫剤用界面活性剤」の技術分野は、技術的に密接に関連しているとはいえない。したがって、補正前後の発明の産業上の利用分野は同一ではない。

3. 事例3（限定的減縮に該当する例）

特許請求の範囲には、

「【請求項1】

(a)多価アルコール、(b)尿素、(c)アニオン界面活性剤、(d)カチオン界面活性剤の配合されている化粧料。」

が記載されており、発明の詳細な説明には、「化粧料としては、例えば、乳液、クリーム、化粧水、整髪料、クレンジングクリーム、シャンプー、リンス等が含まれる。」と記載されているとします。

このとき、請求項1を

「(a)多価アルコール…の配合されている化粧水。」

とする補正は、下記理由より、限定的減縮に該当するとされています。

【理由】補正により、本願発明の技術分野が化粧料から化粧水となった。しかし、化粧料の下位概念である各種化粧料のうち、最も代表的なものの1つが化粧水であるから、補正前の発明の技術分野と補正後の発明の技術分野は技術的に密接に関連するものと認められる。したがって、この補正前後の発明の産業上の利用分野は同一と認められる。また、この補正は、補正前発明の発明特定事項の全部である「(a)多価アルコール…の配合されている化粧料」を概念的に下位にしたものであるから、補正前発明の発明特定事項を限定したものである。さらに、補正前後で、発明の解決しようとする課題は同一である。

4. 最後に

いくつかの事例を紹介させて頂きましたが、案件固有の事情によっては、上記の事例において限定的減縮に該当しないと示された補正内容に類似する補正内容を採用した場合であっても、限定的減縮として認められる場合があると思われます。弊所では、案件に応じた対応を検討させて頂きしますので、判断にお困りの場合にはお気軽にご相談ください。

以上

（ケミカル推進事業部窓口：弁理士・古下智也）